

「日野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業 の開始について (令和 4 年度事業開始)

保険年金課 高齢者医療係

- 被保険者数（R4.3.31 現在）：25,212 人
(市人口 187,060 人)
- 日常生活圏域数※：4 圏域

※日常生活圏域とは) 介護・福祉基盤の整備単位

介護保険制度では、日常生活圏域を設定して取り組むことが求められています。

地域の要介護者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、市における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を統合的に勘案して決定します。

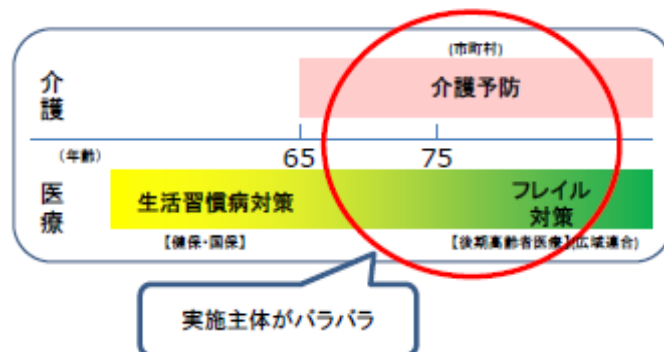
1. 事業実施の背景と目的

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加えて、認知機能や社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えている場合が多く、疾病の重症化予防と生活機能維持など医療と介護の両面にわたるニーズを有しています。

人生 100 年時代を見据えて、健康に長生きできるよう「健康寿命」を延伸することが重要となっており、又、後期高齢者人口の増加により、今後増えていく高齢者医療費、介護給付費をどう支えるが大きな課題になっています。

健康寿命延伸のための効果的な予防・健康づくり事業の実施が求められる中、これまで多くの「後期高齢者医療広域連合」（都道府県単位で設置される後期

高齢者医療制度の保険者。以下「広域連合」といいます）では、高齢者に健康診査を実施しても、十分な保健指導を実施していない傾向がありました。又、自治体内でも複数の担当課が独立して、各法律に基づいて高齢者に対する保健事業を実施してきた経緯がありました。



(1) 国の方向性

上記を踏まえ、国は、広域連合と市区町村が協力して事業を実施し、地域の実情にあった、『後期高齢者の健康維持やフレイル予防』と『国民健康保険が実施する重症化予防事業等の75歳以降への切れ目ない対応』が行えるよう、令和元年5月に健康法等を改正して令和2年度から「一体的実施」事業を開始し、令和6年度までに全国で整備する方針を示しました。

各市区町村が広域連合からの委託を受け、介護保険や国民健康保険の保健事業と連携し、これまで独立して実施してきた高齢者に対する保健事業を土台にして、横断的に共通の目的を持って、より効果的・効率的に取り組むことが期待されています。

(2) 各市区町村へ求められている具体的な取り組み

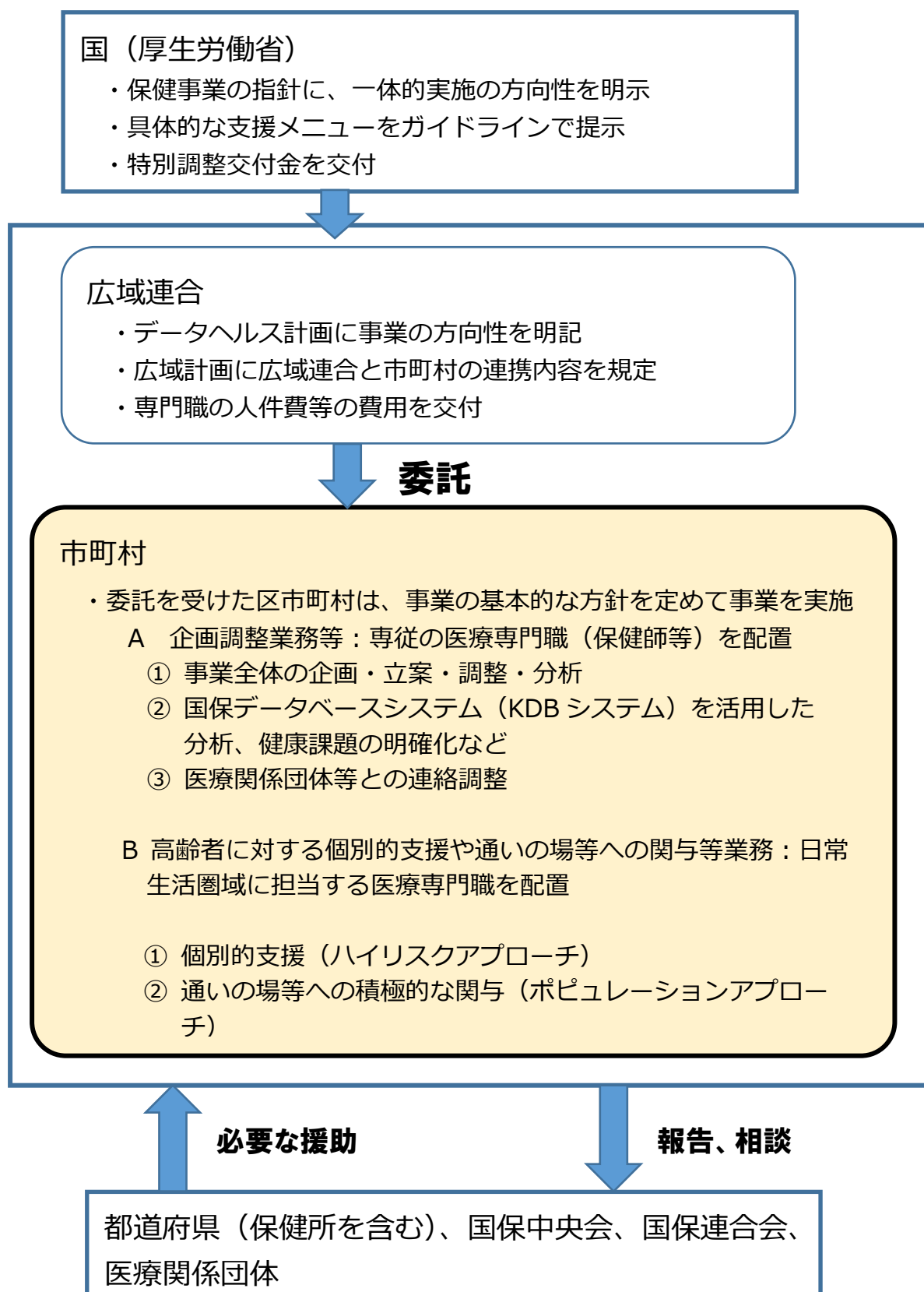
事業全体を企画調整する専従の医療専門職を1名配置して、国保データベースシステム等を活用して健康課題を明確化し、年間計画に基づき、ハイリスクアプローチ（個別支援）とポピュレーションアプローチ（介護保険制度における「通いの場」※への積極的な関与）の双方を実施して、年度内に効果分析を実施することとなっています。

※「通いの場」とは

地域に住む高齢者をはじめ地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防に資する月1回以上の多様な活動の場、機会。

定期的集まり、様々なアクティビティを通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取り組み。

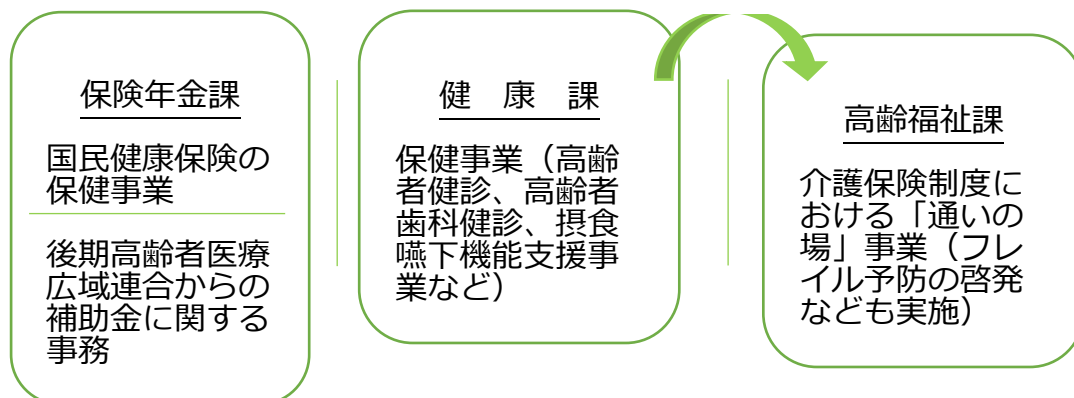
2. 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業の全体像



3. 日野市における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の事業内容

【1】実施体制（役割分担）

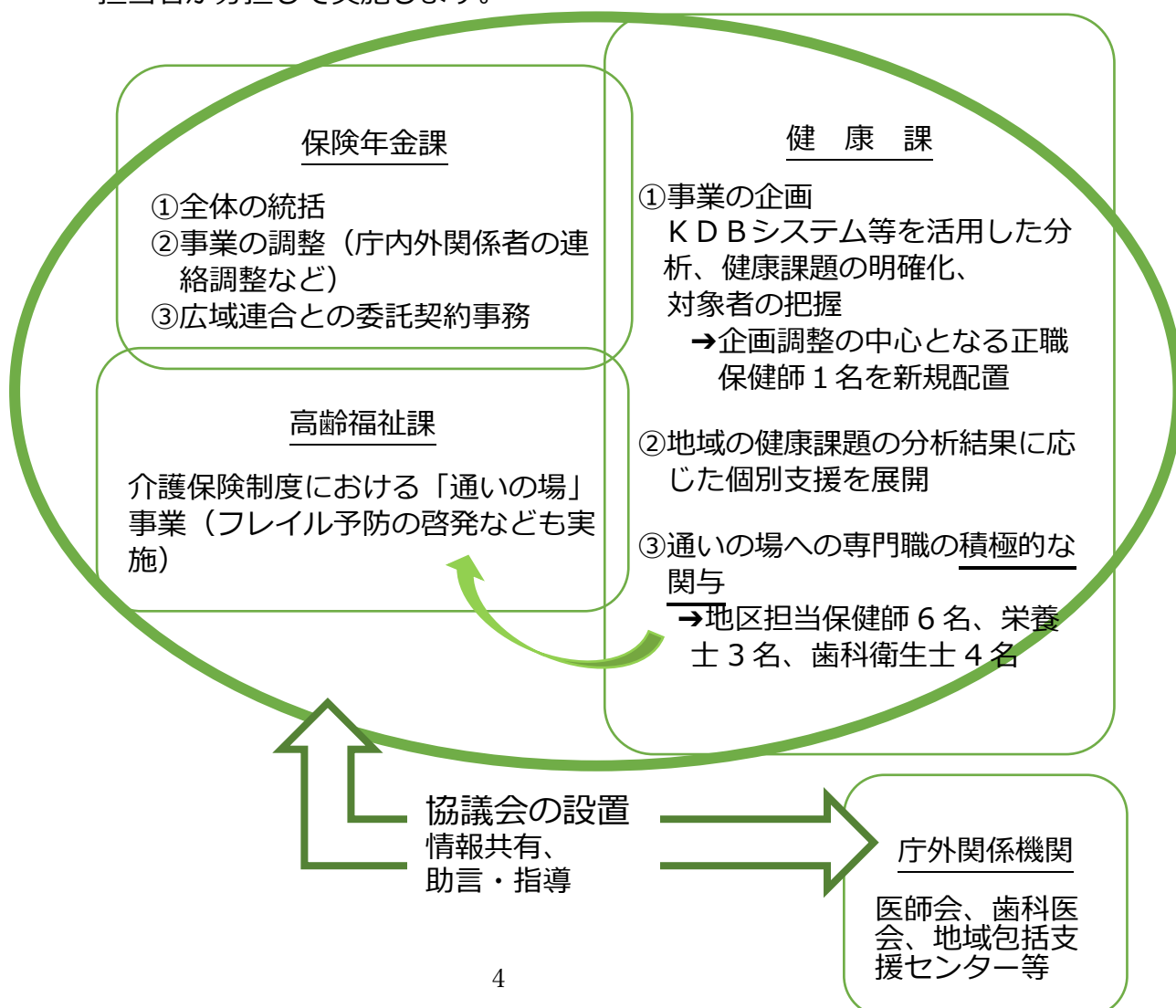
（1）令和3年度まで



（2）令和4年度からの体制

＜庁内で横断的な展開を実施＞

実施主体は、単一の課、一人の保健師ではなく、各課の保健師と事務担当者が分担して実施します。



【2】実施内容

～令和4年度より、既存の事業を発展させた形で事業を開始します～

(1) 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

摂食嚥下事業と後期高齢者歯科健診を活用し「低栄養予防、口腔機能低下予防」に取り組みます。

ハイリスク者（低栄養、口腔機能低下予防が必要な高齢者）を抽出し、希望者に対して、管理栄養士、歯科衛生士、保健師が訪問等による相談支援

※今後は、地域の健康課題の分析結果により、生活習慣病重症化予防等の取組みも展開していきます。

(2) 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

介護予防教室、自主グループ、サロンなどの通いの場に、管理栄養士、歯科衛生士、保健師が出張し実施します。

- ①フレイル予防のための講座を実施し、実践につなげる。
 - ・抽出したアプローチが必要な対象者を含めた参加者への啓発、アンケート等で健康状態の把握及び効果測定
 - ・リスクのある者を早期発見し、地域保健師につなげるか、かかりつけ医を紹介する。
- ②フレイル予防に関わる健康相談、保健指導
- ③市内医療機関（かかりつけ医等）に通いの場の情報を提供し、高齢者の参加勧奨の協力を依頼

【3】財 源

- 広域連合からの委託料・・・国(特別調整交付金)2/3+広域連合 1/3
 - ・ 企画調整担当の専従保健師の person 費（1 名） 上限 580 万円
 - ・ 日常生活圏域担当の保健師の person 費 上限 350 万円/圏域
 - その他経費 上限 50 万円/圏域